

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月 日

（名称）長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称								
長洲・荒尾地域内フィーダー系統確保維持計画								
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性								
<p>長洲町においては、民間事業者が運行する路線バスが4路線あったが、すべてが赤字路線のうえ、1日に数本と利便性が悪く、路線バスが運行していない「交通空白地帯」も存在していた。この4路線のうち、町内施設を起点に運行する「健康福祉センター環状線」と地域の中核となっている隣接市の荒尾市民病院を經由する「長洲・荒尾環状線」は、必要な路線ではあるものの利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、公共交通サービスが住民の移動実態に見合わないという課題を抱えていた。</p> <p>このような公共交通の課題から「長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会」を立ち上げ、住民の移動ニーズを把握し、問題点を明らかにしたうえで、平成23年10月から2路線（健康福祉センター環状線、長洲・荒尾環状線）への補助を廃止し、「長洲町予約型乗合タクシー（愛称：きんぎょタクシー）」の運行を開始した。</p> <p>また、町内には総合病院や眼科・耳鼻科などの専門病院が無いことから、その多くは隣接市の荒尾市と玉名市へ依存しており、隣接市への貴重な交通手段として、「桜山経由玉名市役所・荒尾線（バス路線）」が幹線交通として存在し、「長洲町予約型乗合タクシー」は、この幹線交通に通じる支線の役割を果たしている。</p> <p>このことから、「長洲町予約型乗合タクシー」は公共交通サービスを真に必要とする車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な公共交通であるため、地域公共交通確保維持事業により、長洲町予約型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>								
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果								
（1）事業の目標								
<p>長洲町予約型乗合タクシーの利用者数を令和6年度までに21,000人以上とする。</p> <p>【根拠：令和4年度事業の申請時には、令和6年度までに利用者数を21,000人とするとしており、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年度、令和2年度の利用者が連続で減少したが、令和3年度は上昇に転じたため上記の目標数値を設定した。】</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>R3実績 (R2.10~R3.9)</th> <th>R4目標 (R3.10~R4.9)</th> <th>R5目標 (R4.10~R5.9)</th> <th>R6目標 (R5.10~R6.9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,276人</td> <td>19,000人</td> <td>20,000人</td> <td>21,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>長洲町予約型乗合タクシーの財政負担を20,000千円以内とする。</p> <p>【根拠：廃止した路線バス（健康福祉センター環状線、長洲・荒尾環状線、長洲玉名線、長洲港線）に対して支出していた補助額が約20,000千円であったため、その補助額を超えないようにする。】</p> <p>【現状（令和3年度）：15,390千円】</p>	R3実績 (R2.10~R3.9)	R4目標 (R3.10~R4.9)	R5目標 (R4.10~R5.9)	R6目標 (R5.10~R6.9)	17,276人	19,000人	20,000人	21,000人
R3実績 (R2.10~R3.9)	R4目標 (R3.10~R4.9)	R5目標 (R4.10~R5.9)	R6目標 (R5.10~R6.9)					
17,276人	19,000人	20,000人	21,000人					
（2）事業の効果								
<p>長洲町予約型乗合タクシーを維持することにより、町内における高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、町内だけにとどまらない外出促進・地域活性化にもつながる。</p>								

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>平成 30 年 3 月に作成した公共交通マップを活用し、ホームページや公共施設、駅、宿泊施設などに設置し、長洲町予約型乗合タクシーの利用方法や利便性などの周知を図る。また、現在利用されている方から要望等を検討し、これまで以上に利用しやすい長洲町予約型乗合タクシーを展開していく。</p> <p>実施主体：長洲町</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」及び別紙 1 を添付</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<p>長洲町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>有限会社ながすタクシー</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
<p>該当なし</p>
8. 別表 1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>該当なし</p>
9. 別表 1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>該当なし</p>
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>該当なし</p>
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
<p>該当なし</p>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付</p>
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
<p>該当なし</p>

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
別紙2を添付
21. 利用者等の意見の反映状況

- ・長洲町予約型乗合タクシーの導入にあたって、住民アンケート調査やヒアリング調査、住民座談会を実施した。
- ・協議会の委員に地域住民の代表が参画し、利用者等の意見の反映を図った。
- ・利用者のニーズに合わせ、予約受付時間の見直しや乗降場所の追加、運行車両への乗降ステップの設置を行った。
- ・道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、免許返納者無料乗車券の有効期限を半年間から1年間に延長し、高齢者の安全対策及び移動手段の確保を図った。
- ・運行便数や運行時間の充実を求める声が強くなり、平成28年10月より車両を1台増やして、12時便を新たに運行した。
- ・路線バス（長洲玉名線、長洲港線）が令和2年9月で廃止となったため、令和2年10月から玉名市特定施設までの実証運行を開始し、令和3年4月からは本格運行を開始している。

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課
関係市区町村	長洲町まちづくり課、荒尾市総務部総合政策課、玉名市企画経営部地域振興課
交通事業者・交通施設管理者等	産交バス(株)、九州旅客鉄道(株)、有明海自動車航送船組合、(有)ながすタクシー、新幸タクシー(有)、(有)有明観光タクシー、玉名地域振興局道路管理者、荒尾市道路管理者、玉名市道路管理者、長洲町道路管理者、荒尾警察署等
地方運輸局	熊本運輸支局
その他協議会が必要と認める者	地域住民代表、長洲町民生委員・児童委員協議会、長洲町商工会、長洲町手をつなぐ育成会

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

(所 属) 長洲町役場まちづくり課企画調整係

(氏 名) 竹原 良

(電 話) 0968-78-3239

(e-mail) kikaku@town.nagasu.lg.jp